

中小事業者物価高騰等緊急支援金に関するQ & A

支給対象者について

Q：常時使用する従業員が100人以下の団体の「団体」とは。(団体)

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、特定非営利活動法人、学校法人等を言います。なお、これらおの団体は市内・市外を含む全ての従業員が100人以下を対象とします。

Q：常時使用する従業員数とは。

申請日時点の人数をご記入ください。従業員数とは労働基準法第20条「予め解雇の予告を必要とする者」です。これに該当しない場合は同法第21条に定められている以下の場合です。

- ① 日日雇い入れられている者（1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ② 2カ月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ③ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ④ 試用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）

Q：従業員数にパートやアルバイトは含めるのか。

原則含めます。ただし、上記①～④のとおり、日雇いをされている場合や2カ月以内の期間で雇用されている場合、試用期間中の場合は従業員数に含めません。

Q：市内に本店を有するとは。(法人・団体)

履歴事項全部証明書における本店を指します。令和4年12月1日までに福知山市に本店があり、事業を開始していることが必要です。

Q：市内に複数の店舗を営んでいる場合は、それぞれ申請できるのか。(法人・団体)

本店のみ申請いただけます。市内に複数の店舗を有しておられたとしても、1法人・団体あたり15万円を上限としております。

Q：みなし法人は対象となるか。(法人・団体)

対象になりません。

Q：市内に住民票を有するとは。(個人事業主)

令和4年12月1日までに福知山市に住民票を有しており、事業を開始していることが必要です。

Q：市内に本店があるが、住民票が市外の場合は。（個人事業主）

対象になりません。市内に住民票を有している方が対象となります。

Q：市外に本店があるが、住民票が市内の場合は。（個人事業主）

対象となります。

Q：フリーランスも個人事業主として申請できるのか。（個人事業主）

申請いただけます。

Q：被雇用者は支給対象外となっているが、被雇用者とは誰か。（個人事業主）

本制度は、本業として事業活動をされている方を対象としています。

このため、雇用契約に基づき、会社等に雇用されている方（具体的にはサラリーマン、パート、アルバイト、派遣、日雇い労働者等）は対象外となります。

被雇用者であるかどうかは、原則として国民健康保険証をお持ちかどうかで判断します。国民健康保険証をお持ちの方であっても、複数のパート・アルバイト等を掛け持ちされている場合や継続的に日雇い労働に従事されている場合など、継続的に雇用契約に基づく収入がある方は対象外となります。

Q：給与所得とは別に副業・兼業により不動産所得、農業所得等がある場合、個人事業主として申請可能か。（個人事業主）

副業・兼業により個人事業を営んでいるとしても、被雇用者として給与収入がある場合は対象になりません。

Q：不動産収入のみで確定申告している場合、個人事業主として申請可能か。（個人事業主）

不動産収入のみの場合は対象になりません。ただし、不動産収入とあわせて8万円を超える事業収入がある場合は申請可能です。

Q：被扶養者は支給対象外となっているが、被扶養者とは誰か。（個人事業主）

本制度は、本業として事業活動をされている被保険者を対象としています。

このため、家族等の収入で生計を維持されている方は被扶養者となるため対象外となります。

Q：個人事業を複数営んでいる場合は。（個人事業主）

複数の個人事業を営んでいる場合であっても、1件とみなします。

Q：確定申告を行っていないが申請できるか。

確定申告をしていただく必要があります。ただし、税務署の指導により確定申告が

不要と判断されたために申告していない場合は、令和4年度（2022年度）市民税・府民税申告書の写し（受付印のあるもの）を添付いただくことで申請を可とします。なお、受付印が押されていない場合は、「市府民税の納税通知書」又は「課税証明書」など、事業収入を申告していることが証明できる書類を添付してください。

Q：福知山市生活支援金とあわせて申請・受給することはできるか。

原油価格高騰、物価高騰に伴い、低所得世帯及び子育て世帯への支援として、本市社会福祉課において福知山市生活支援金を実施（該当世帯には令和4年12月上旬に郵送）しているところですが、あわせて申請・受給いただくことができます。

Q：令和4年12月1日時点では事業を営んでいるが、事業を廃止（廃業）する予定の場合、本支援金を申請することはできるのか。

今後も事業を継続する意思があることを要件としておりますので、申請いただけません。

Q：3頁のフローチャートにおいて「雇用契約によらない業務委託等に基づく事業活動からの収入として確定申告した雑所得」を含んでいる場合は対象外とあるが、どのような方か。（個人事業主）

被雇用者又は被扶養者でないことを前提条件としております。その上で、以下のような場合は、対象外としております。

- ・シルバー人材センター等からの事業収入を雑所得として確定申告されている方
- ・副業収入を雑所得として確定申告されている方

なお、「業務委託等に基づく事業活動によらない雑所得（公的年金）を受給しつつ、事業所得がある方」や「雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入があり、これらの収入を主たる収入として、給与所得により確定申告されている方」などは申請いただけます。

（参考）

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにもあたらない所得をいい、例えば、公的年金等、非営業用貸金の利子、副業に係る所得（原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など）が該当します。〔出展：国税庁〕

申請について

Q：Web申請はできるか。

Web申請には対応しておりません。誠に恐れ入りますが原則郵送で申請してください。

Q：確定申告書類の控えに收受印がない場合はどうするか。

○e-Taxでの受付の場合

受信通知（申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された申告等データが税務署に到達したことを確認できるメー

ル)を印刷し、添付をしてください。

○受信通知が存在しない場合

決算における売上金額が確定できるもの(確定申告で申告した書類、申告予定の月次の売上金額を証明する書類)で、税理士による押印及び署名がなされた書類を提出することで代替することができます。

Q：申請書類への自署押印が省略可とあるが、社印等も省略可能か。

申請書類への自署・押印は不要としておりますので、パソコン等で作成された申請書をそのまま郵送いただいても問題はありません。ただし、虚偽の内容で申請を行われた場合には支給決定の取消しや支援金の返還を求める場合があります。

申請後について

Q：本支援金は申請後どれくらいの期間で支給されるのか。

申請から1～2ヶ月程度で指定の口座への振込みを予定しています。ただし、書類に不備がある場合は支払時期が遅くなる場合があります。

Q：本支援金は課税対象か。

税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。詳しくは、税務署、税理士等へご相談ください。